

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和2年3月26日(2020.3.26)

【公開番号】特開2018-174629(P2018-174629A)

【公開日】平成30年11月8日(2018.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-043

【出願番号】特願2017-70036(P2017-70036)

【国際特許分類】

H 02 K 5/10 (2006.01)

F 16 H 57/027 (2012.01)

F 16 H 57/031 (2012.01)

H 02 K 7/116 (2006.01)

【F I】

H 02 K 5/10 Z

F 16 H 57/027

F 16 H 57/031

H 02 K 7/116

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月12日(2020.2.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アクチュエータのハウジングに設けられるブリーザ構造であって、前記ハウジングの外表面に位置する凹溝と、前記凹溝の底面に位置し、前記ハウジングを第1方向に貫通する呼吸孔と、前記ハウジングの内側から前記呼吸孔に固定されるフィルタと、前記第1方向から見て前記呼吸孔を含む前記凹溝の一部領域を前記ハウジングの外側から覆う蓋体と、

前記凹溝の前記蓋体から露出する部位に位置するブリーザ開口部と、前記凹溝の底面から前記蓋体側へ突出する突起部と、を備える、アクチュエータのブリーザ構造。

【請求項2】

前記突起部は、前記ブリーザ開口部と前記呼吸孔との間に位置する、請求項1に記載のアクチュエータのブリーザ構造。

【請求項3】

前記突起部は、前記呼吸孔の周囲に沿って延びる壁部である、請求項1または2に記載のアクチュエータのブリーザ構造。

【請求項4】

前記壁部を側面から厚さ方向に貫通する貫通部を有する、請求項3に記載のアクチュエータのブリーザ構造。

【請求項5】

前記壁部は、前記呼吸孔の周囲の半分以上を囲む、請求項4に記載のアクチュエータのブリーザ構造。

【請求項6】

前記貫通部は、平面視において前記ブリーザ開口部と反対側に開口する、請求項4または5に記載のアクチュエータのブリーザ構造。

【請求項7】

前記凹溝の底面に複数の前記突起部を有する、請求項1または2に記載のアクチュエータのブリーザ構造。

【請求項8】

前記複数の突起部は、前記凹溝の延びる方向に沿ってジグザグに配置される、請求項7に記載のアクチュエータのブリーザ構造。

【請求項9】

前記蓋体は、前記アクチュエータの接続プラケット、又は、前記アクチュエータと接続される機器のハウジングの一部である、請求項1から8のいずれか1項に記載のアクチュエータのブリーザ構造。

【請求項10】

前記アクチュエータは、前記ハウジング内に収容される減速機構を有し、

前記ハウジングは、前記減速機構を保持するハウジング本体と減速機構カバーとを有し、

前記蓋体は、前記アクチュエータの減速機構カバーである、請求項1から8のいずれか1項に記載のアクチュエータのブリーザ構造。